

### 団体利用登録説明会

日時：①平成26年11月28日(金)午後7時～

②平成26年11月30日(日)午後1時30分～

場所：①市役所6階大会議室、②中央公民館1階実習教室A・B

担当：本庄市市民活動推進課

#### 1. 本庄市市民活動交流センターとは

本庄市市民活動交流センターは、市民活動及び市民交流を推進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを促進し、地域社会の活性化を図ることを目的として設置されました。

#### 2. はにぼんプラザ概要

■所在地：本庄市銀座1-1-1

■機能：生涯学習機能、市民活動推進機能、健康づくり・子育て・福祉支援機能、多世代交流機能、展示・情報発信機能、イベント会場機能、防災機能

■構造規模：鉄筋コンクリート造 地上3階建

■延床面積：4,217.42㎡

■駐車場：73台（身体障害者用2台を含む）、電気自動車用急速充電器1台

■駐輪場：50台

#### 3. 利用案内

■オープン記念式典：平成27年5月31日(日)予定

■利用開始日：平成27年6月1日(月)

■利用時間：午前9時～午後10時

■休館日：12月29日～1月3日

■利用できる人：どなたでも

※予約が必要な施設を利用できる人は、市内で市民活動及び市民交流を行う個人又は法人その他の団体に限られます。

#### ■予約方法

はにぼんプラザ1階窓口で『市民活動交流センター利用申請書』を記入し、提出してください。

#### 《注意事項》

①オープン前は、市民活動推進課(市役所3階)で予約を受け付けます。

②使用料は、予約時にお支払いください。

③登録団体が、登録した利用日時を予約する場合は、登録カード（登録後郵送）を提示してください。

④同一利用者が同一の部屋を連続して利用することができる期間は、7日です（団体ロッカー及び倉庫を除く）。

■予約開始日：登録団体…利用する日の月の4か月前の初日

一般利用者…利用する日の月の3か月前の初日

※平成27年6月1日(月)～30日(火)の利用予約の場合は、登録団体は2月2日(月)から、一般利用者は3月2日(月)から予約できます。

#### ■利用日当日

はにぼんプラザ1階窓口で『市民活動交流センター利用許可書兼領収書』を提示してください。

#### ■予約の取消・変更

予約内容に変更・取消が生じた場合は、はにぼんプラザ窓口で『市民活動交流センター利用変更申請書』を記入し、『市民活動交流センター利用許可書兼領収書』を添えて提出してください。



多目的ホールのイメージ

#### 《注意事項》

- ①予約内容の変更や取消により既納使用料の返金が生じる場合は、振込にて返金を行いますので、振込先(金融機関名、口座番号、口座名義人)を『利用変更申請書』に記入してください。
- ②取消の手続きを次に定める日までに行わなかった場合、使用料は返金できません。
  - ・多目的ホール及び展示ホール…利用日の15日前
  - ・多目的ホール及び展示ホールを除く部屋等…利用日の3日前
- ③多くの皆さまに、はにぼんプラザを気持ちよく利用していただくために、利用が確定している日時以外の予約は行わないようご協力をお願いします。

#### 4. 団体利用登録について

市内で市民活動及び市民交流を行う法人その他の団体がはにぼんプラザを利用する場合は、団体利用登録をすることができます。

◎登録団体となると、

- (1)一般利用者よりも1か月早く、予約することができます(登録した利用日時に限る)。
  - ※登録日時を指定しない団体については、他の団体が登録していない日時を予約することができます。
- (2)団体ロッカー・倉庫を利用することができます。
- (3)はにぼんプラザを通じて、団体の活動情報をPRできます。

#### ■登録方法

『市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書』に必要事項を記入し、市民活動推進課(市役所3階)に提出してください。

■提出期限：12月16日(火)

■登録希望状況の公表及び変更期間：12月24日(水)～26日(金)

他団体の登録希望日時を公表します。重複している場合には、この期間内であれば自主的に変更することもできます。

■登録希望状況の公表場所：市民活動推進課(市役所3階)

#### 《注意事項》

- ①コーラスや楽器を使用する団体については、音楽スタジオA・Bや多目的ホールを利用していただくことを想定しています。その他の部屋も利用できますが、他団体に迷惑がかかると判断した場合には、登録した部屋を変更していただきますので、ご理解をお願いします。
- ②各部屋の利用方法については、軽運動を伴う活動を制限するものではありませんが、床材等の施設を損傷すると判断した場合には、登録した部屋を変更していただきますので、ご理解をお願いします。
- ③登録する利用日時が重複する場合には、利用調整会議(1月中旬予定)を開催し、抽選等による調整を行います(対象となる団体にのみ開催通知を発送します)。
- ④登録する利用日時の確定後、団体登録カードを発送(1月下旬予定)いたします。登録した利用日時を予約する場合は、このカードを持参し、2月2日以降に市民活動推進課で申請を行ってください。
- ⑤提出期限日以降に団体利用登録を申請する場合は、1月中旬の利用調整会議以降に空いている日時に限り申請をすることができます。
- ⑥年度途中で新規に登録したり、登録している日時を変更する場合には、空いている日時に限り登録をすることができます。
- ⑦今回発行する団体登録カードの有効期限は平成28年3月31日までとなります。
- ⑧登録団体が登録する利用日時については、オープン後数年間は、毎年再登録を行う予定です。時期になりましたら通知します。
- ⑨登録できる利用日時については、多くの団体に利用していただきたいため、1週間に1回を限度とします。登録している日時以外を利用したい場合には、一般利用者と同じ利用する日の月の3か月前の初日から申請を受け付けます。
- ⑩登録している日時であっても、市が主催・共催する事業等により予約できないことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。このような場合には、他の団体が登録していない日時であれば、4か月前の初日から優先的に予約することができます。

## ◎登録団体ができること

(1)一般利用者よりも1か月早く、予約することができます(登録した利用日時に限る)。

※登録日時を指定しない団体については、他の団体が登録していない日時を予約することができます。

登録団体…利用する日の月の4か月前の初日

一般利用者…利用する日の月の3か月前の初日

※平成27年6月1日(月)～30日(火)の利用予約の場合は、登録団体は2月2日(月)から、一般利用者は3月2日(月)から予約できます。したがって、3月2日(月)からは、登録団体の6月分の優先予約の権利はなくなり、たとえ登録している日時であっても2月中に申請をしなかった場合には、一般利用者の予約を受け付けます。

(2)団体ロッカー・倉庫を利用することができます。

活動に必要な備品などを保管するためにご利用ください。

### ■団体ロッカー・倉庫の種類(利用期間:1年間)

名称	個数	大きさ	利用単位	使用料
団体ロッカー(大)	8	高さ0.9×横0.9×奥行0.41(m)	1月(1区画)	800円
団体ロッカー(中)	48	高さ0.9×横0.44×奥行0.41(m)		400円
団体ロッカー(小)	16	高さ0.44×横0.44×奥行0.41(m)		200円
倉庫			1月(1㎡)	2,100円

例:団体ロッカー(大)を12か月利用する場合…800円×12か月=9,600円

### ■申請方法

利用を希望する団体は、『市民活動交流センター団体ロッカー・倉庫利用希望申請書』に必要事項を記入し、市民活動推進課(市役所3階)に提出してください。

### ■提出期限:12月16日(火)

#### 《注意事項》

- ①利用できる団体ロッカーは、原則として1団体1個とします。
- ②原則として団体ロッカーと倉庫を併用して利用することはできません。
- ③利用を希望する団体がロッカーの数を超えた場合には、利用調整会議(1月中旬予定)を開催し、抽選等による調整を行います(対象となる団体にのみ開催通知を発送します)。
- ④団体ロッカー・倉庫の利用団体が確定次第、通知を発送(1月下旬予定)いたしますので、市民活動推進課(市役所3階)で『市民活動交流センター利用申請書』を記入・提出し、使用料を納付してください。
- ⑤申請書の提出期限日以降に団体ロッカー・倉庫の利用を希望する場合は、空いている場合に限り受け付けを行いますので、ご相談ください。
- ⑥団体ロッカー・倉庫の利用期間は、1年間(平成27年度については、6月1日から翌年3月31日までの10か月間)です。平成28年度の利用希望申請については、利用日時の再登録と同時に行います。

(3)はにぼんプラザを通じて、団体の活動情報をPRできます。

はにぼんプラザでは、各登録団体の情報を次のとおりPRする予定です。

◆はにぼんプラザのホームページ(平成27年6月頃開設予定)に掲載し、市内外に向けてPRを行います。

※『市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書』に記載していただいた内容を掲載予定です。

◆市民活動フリーミーティングスペースに誰もが閲覧できる登録団体紹介ファイルを設置し、来館者へのPRや他団体との情報の共有に活用します。

※『市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書』に記載していただいた内容を掲載するほか、希望する団体には、個別のファイルを設置し、活動の情報発信に役立てていただくことも検討しています。

◆はにぼんプラザ内の掲示板やパンフレットラックを利用して、各団体のイベントPRや仲間の募集などが行えます。

※詳細は、決まり次第お知らせします。

## 5. 団体利用登録から利用開始までの流れ

### ■平成26年

12月16日：『団体利用登録・登録変更申請書』及び『団体ロッカー・倉庫利用希望申請書』提出締切  
(本庄市役所3階 市民活動推進課まで)

24日：団体登録希望状況の公表及び変更期間(本庄市役所3階 市民活動推進課)  
～26日

### ■平成27年

1月中 旬：登録団体の利用調整会議(対象となる団体にのみ開催通知を発送します)

下 旬：「団体登録カード」発送

2月 2日：《登録団体》6月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)

3月 2日：《一般利用者》6月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)  
：《登録団体》7月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)

4月 1日：《一般利用者》7月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)  
：《登録団体》8月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)

5月 1日：《一般利用者》8月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)  
：《登録団体》9月分の利用予約受付開始(本庄市役所3階 市民活動推進課)

上 旬  
～中 旬：センター内に受付窓口開設

31日：オープン記念式典(予定)

6月 1日：予約した部屋の利用開始

◎使用料について

はにぼんプラザ1階窓口で施設予約をする際に、所定の使用料をお支払いください。  
 ※オープン前は、市民活動推進課（市役所3階）で施設予約をする際に、所定の使用料をお支払いください。  
 ※各施設の配置については、別紙はにぼんプラザ平面図をご覧ください。

資料 2

	部屋名・名称	床面積 (約㎡)	利用の目 安	予約の 要・不要	床の材質	概 要	利用 単位	使用料 (円)	
施設	多目的ホール	380	212人	要	フローリング	ピアノ、昇降式ステージ、大型鏡、軽運動可	1 時間	650	
	展示ホール	225		要	花崗岩	簡易音響設備、展示パネル		380	
	活動室A	55	25人	要	コルクタイル	土足禁止、活動室Bと一体利用可、軽運動可（靴を履いての利用不可）		140	
	活動室B	55	25人	要	コルクタイル	土足禁止、活動室Aと一体利用可、大型鏡、軽運動可（靴を履いての利用不可）		140	
	活動室C	40	16人	要	タイルカーペット			100	
	活動室D	55	30人	要	ビニル床シート	活動室Eと一体利用可、キッチンスタジオと連携可、飲食可		140	
	活動室E	85	45人	要	ビニル床シート	活動室Dと一体利用可、キッチンスタジオと連携可、簡易音響設備、飲食可、ピクチャーレール		200	
	活動室F	55	25人	要	タイルカーペット			140	
	活動室G	55	24人	要	タイルカーペット			140	
	フィットネスルーム	90	30人	要	フローリング	土足禁止、大型鏡、簡易音響設備		220	
	キッチンスタジオ	65	16人	要	ビニル床シート	活動室D・Eと連携可、飲食可		150	
	IT活動室	95	24人	要	タイルカーペット	スクリーン、プロジェクター、電源付テーブル、簡易音響設備		230	
	アトリエ	55	16人	要	ビニル床シート	流し台、作品棚、飲食可		140	
	音楽スタジオA	70	21人	要	タイルカーペット	防音壁(声楽想定)、簡易録音設備、ピアノ		170	
	音楽スタジオB	45	15人	要	タイルカーペット	防音壁(ドラム等想定)、簡易録音設備		110	
	和室	45	12人	要	畳	土足禁止、畳(12畳)、水屋、飲食可		110	
	控室A	10	4人	要	ビニル床シート	洗面台、飲食可		30	
	控室B	10	4人	要	ビニル床シート	流し台、飲食可		30	
	団体ロッカー(大)		8個			高さ0.9×横0.9×奥行0.41(m) 登録団体のみ利用可能		1 月 (1区画)	800
	団体ロッカー(中)		48個			高さ0.9×横0.44×奥行0.41(m) 登録団体のみ利用可能			400
団体ロッカー(小)		16個			高さ0.44×横0.44×奥行0.41(m) 登録団体のみ利用可能	200			
倉庫					登録団体のみ利用可能	1 月 (1㎡)	2,100		
2F展示スペース	85		要	フローリング	展示パネル、ピクチャーレール	1時間	無料		
個人学習ルーム	55	26人	不要	タイルカーペット	個人学習テーブル		無料		
1階交流スペース	200	49人	不要	フローリング	飲食可		無料		
2階交流スペース	100	12人	不要	フローリング	飲食可		無料		
3階交流スペース	95	24人	不要	ビニル床シート	飲食可		無料		
市民活動フリーミーティングスペース	40	24人	不要	フローリング、磁器タイル	飲食可		無料		
キッズルーム	15	8人	不要	コルクタイル	流し台		無料		
赤ちゃんの駅	4	2人	不要	ビニル床シート	オムツ替え台、授乳チェア、流し台		無料		
附属設備	多目的ホール特殊照明設備			要		舞台用特殊照明一式	1 時間	1,270	
	多目的ホール映像設備			要		プロジェクター、スクリーン等一式		50	
	多目的ホール音響設備			要		マイク、スピーカー等一式		430	
	多目的ホール移動観覧席			要		176席		310	
	展示ホール特殊照明設備			要		展示用特殊照明一式		310	

■施設増使用料について（附属設備は除く）

- ・①営利目的で施設を利用する場合は、所定の使用料の2倍となります。
- ・②本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に在住又は通勤、通学している者以外が施設を利用する場合は、所定の使用料の2倍となります。
- ・①②のいずれにも該当する場合は、所定の使用料の4倍となります。

■使用料の減免について

次に該当する場合は、使用料の減額または免除を受けることができます。希望する場合は、『使用料減額・免除申請書』に参考となる資料を添えて提出してください。

- ・①市の機関が利用する場合…全額免除
- ・②市が共催する行事に利用する場合…全額免除
- ・③小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合…半額免除
- ・④その他、市長が特に必要があると認めた場合…全額又は半額免除

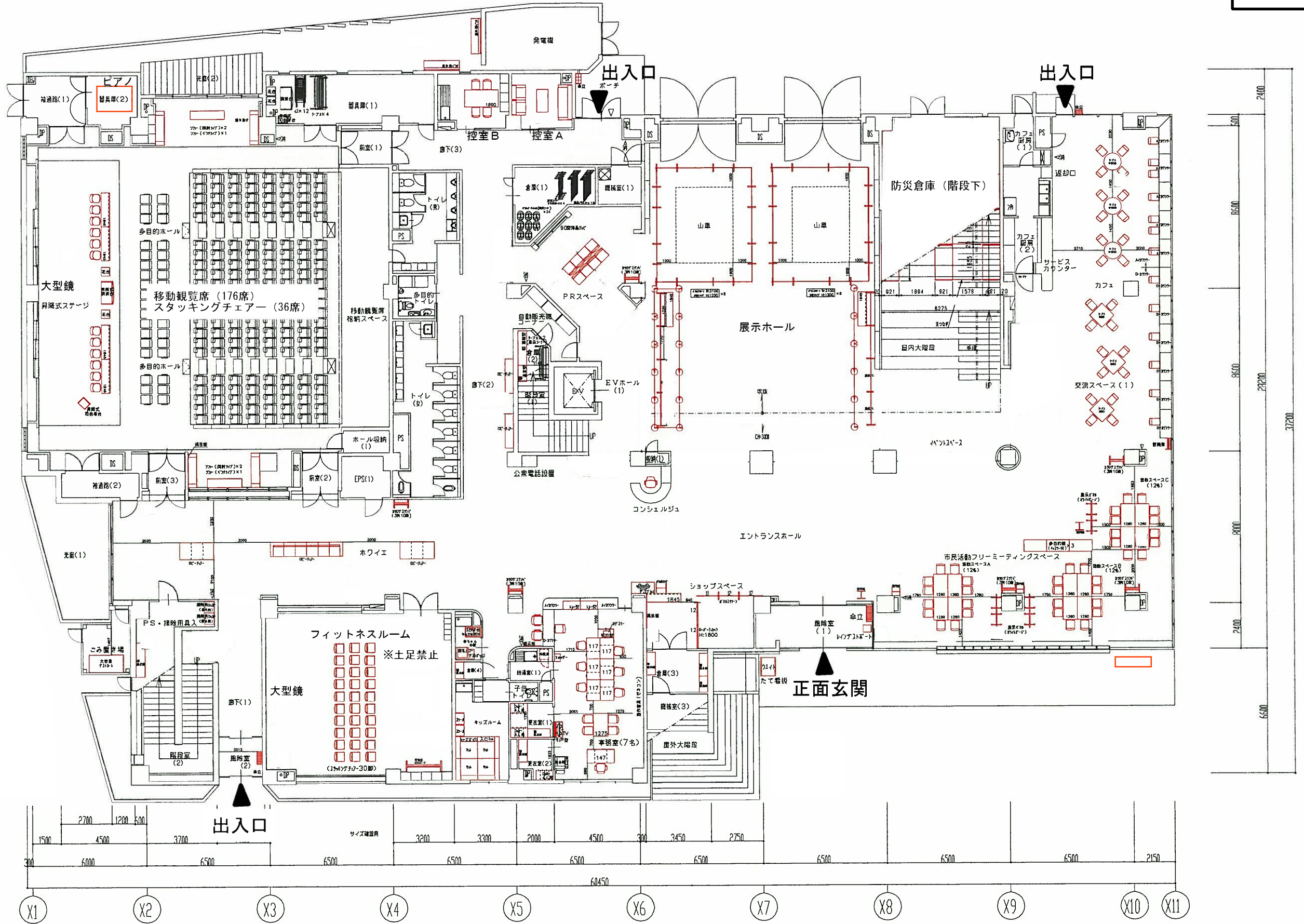
※②及び③に該当する場合であっても、施設を営利目的で利用する場合は、減額又は免除の対象とはなりません。

■利用例

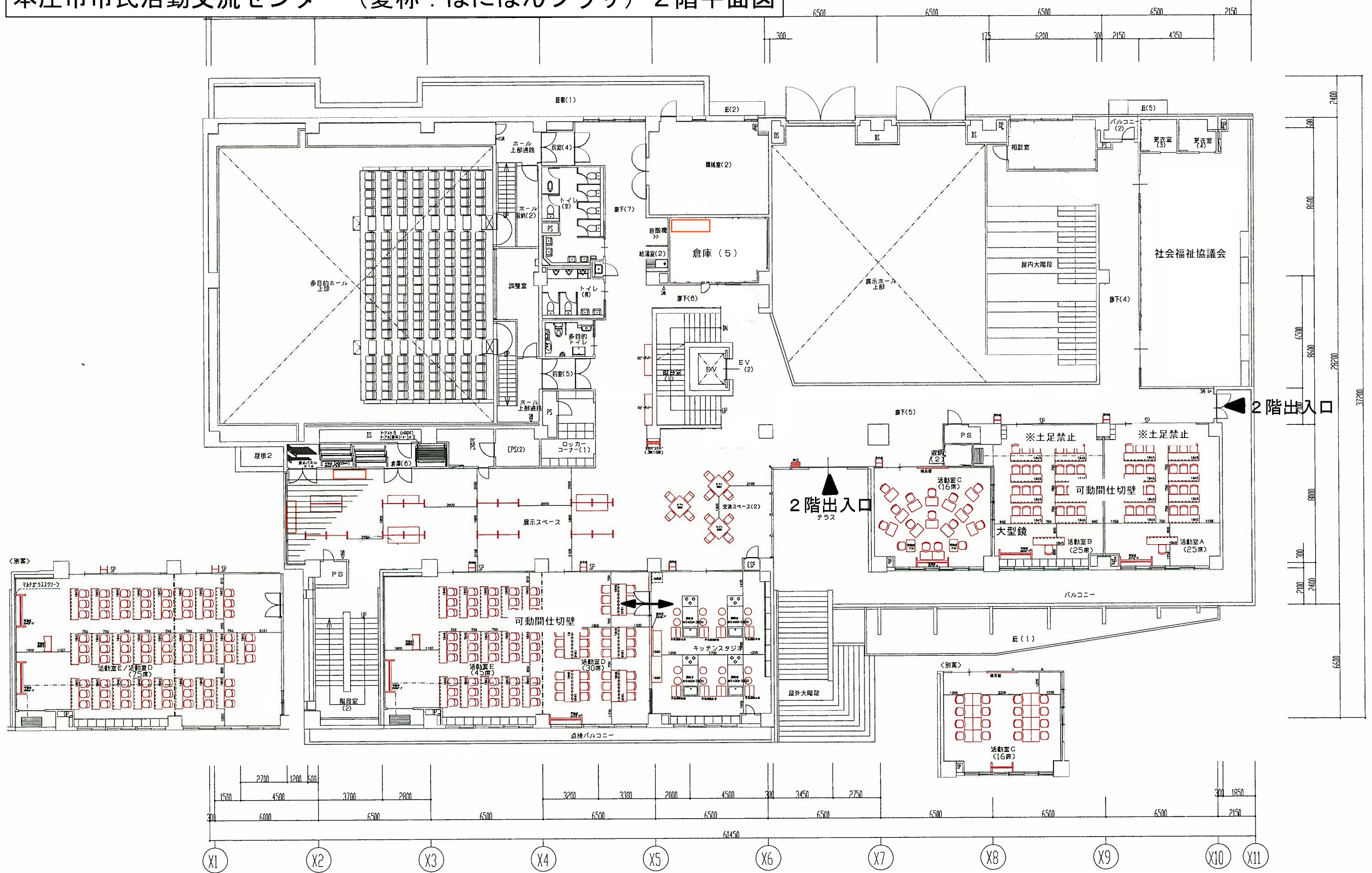
- ◆活動室Aを2時間利用する場合…140円×2時間=280円
- ◆団体ロッカー（大）を12か月利用する場合…800円×12か月=9,600円
- ◆多目的ホールと多目的ホール特殊照明設備、音響設備、移動観覧席を3時間利用する場合
  - ・多目的ホール：650円×3時間=1,950円
  - ・多目的ホール特殊照明設備：1,270円×3時間=3,810円
  - ・多目的ホール音響設備：430円×3時間=1,290円
  - ・多目的ホール移動観覧席：310円×3時間=930円
 使用料合計：1,950円+3,810円+1,290円+930円=7,980円

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）1階平面図

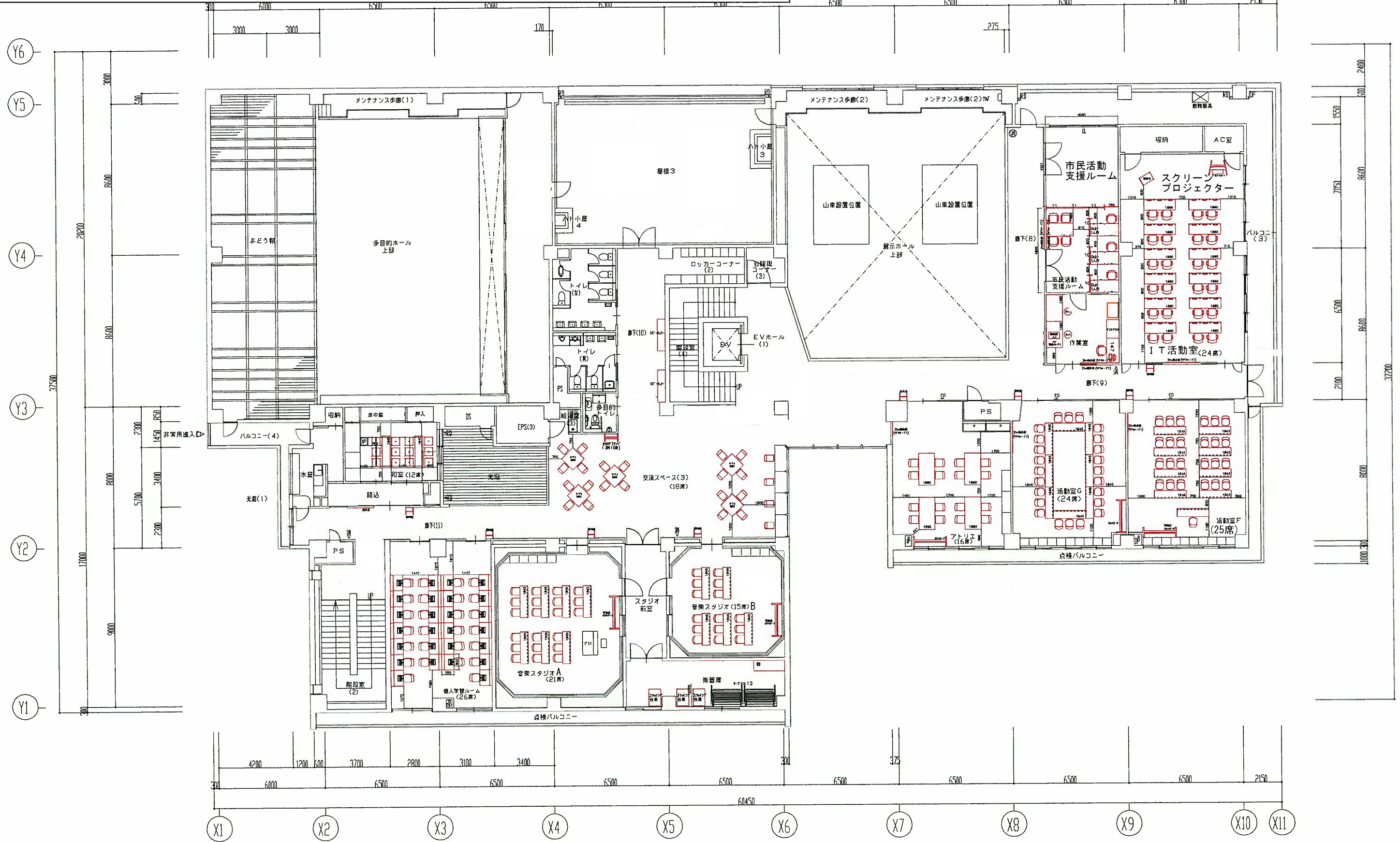
資料3



# 本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）2階平面図



# 本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぼんプラザ）3階平面図





本庄市市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書

《記入例》

No. \_\_\_\_\_

平成〇〇年 〇月 〇日

※記入していただいた情報は、「公開しない」を選択した事項を除き、登録団体の情報としてセンターのホームページに掲載したり、印刷物として館内に掲示するなど、外部に公開又は配布しません。

申請者 住所 本庄市銀座 1-1-1  
代表者 本庄 太郎

本庄市市民活動交流センターの団体利用 (登録・登録変更) をしたいので、下記のとおり申請します。

記

フ リ ガ ナ		ハニホンカイ はにぼん会	公開の区別		
団 体 名			公 開		
代 表 者	住 所	(〒 367 — 0052 ) 本庄市銀座1-1-1	する <input checked="" type="radio"/>	しない <input type="radio"/>	
	フ リ ガ ナ 氏 名	ハニホン はにぼん	する <input type="radio"/>	しない <input checked="" type="radio"/>	
連 絡 先	住 所	(〒 367 — 0052 ) 本庄市〇〇 〇-〇-〇	する <input type="radio"/>	しない <input checked="" type="radio"/>	
	フ リ ガ ナ 氏 名	ホンジョウタロウ 本庄 太郎	する <input checked="" type="radio"/>	しない <input type="radio"/>	
	電 話 番 号	自 宅	〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇	する <input checked="" type="radio"/>	しない <input type="radio"/>
		携 帯	〇〇〇 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇	する <input type="radio"/>	しない <input checked="" type="radio"/>
FAX		〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇	する <input checked="" type="radio"/>	しない <input type="radio"/>	
団 体 の 所 在 地 等	住 所	(〒 367 — 0052 ) 本庄市銀座1-1-1	する <input type="radio"/>	しない <input checked="" type="radio"/>	
	PCメール アドレス	hanipon@〇〇.〇〇.jp	する <input checked="" type="radio"/>	しない <input type="radio"/>	
	ホームページ アドレス	http://www.hanipon.〇〇.〇〇.jp/	する <input checked="" type="radio"/>	しない <input type="radio"/>	
利 用 希 望 欄	ホ ー ル	多目的ホール / 展示ホール	付 随 施 設 控室A / 控室B		
	活 動 室	(A) ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F			
	創 作 室	フィットネスルーム / キッチンスタジオ / IT活動室 / アトリエ 音楽スタジオ( A ・ B ) / 和室 / 展示スペース			
	そ の 他				
利 用 日 時	1 年間を通して利用 [a 毎週 (b) 毎月第( 1・3 )週のみ] 2 一定期間利用( 月～ 月) 3 その他 ( ※年1回〇月利用希望等の場合に記入してください ) ( 水 )曜日 (午前・午後) (午前・午後) 1:00 ～ 4:00				

※公開の区別の欄に『する・しない』の記載があるものは、どちらかを〇で囲んでください。  
※電話番号やPCメールアドレス等は無い場合を除き、記入してください。公開しない場合でも、センターからのお知らせや、連絡等に使用させていただきますので、ご了承ください。

※登録団体の紹介に使用させていただきますので、具体的な内容を記入してください。  
 (センターのホームページに掲載したり、印刷物として館内に掲示するなど、外部に公開又は配布します。)

設 立 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日	会 員 数	〇人 (男 〇人 / 女 〇人) 主な会員年代 〇代
活 動 の 分 野 (複数選択可)	①保健・医療・福祉 / 02 社会教育 / 03 まちづくり / 04 観光の振興 05 農山漁村・中山間地域の振興 / 06 学術・文化・芸術・スポーツの振興 / 07 環境保全 08 災害救援 / 09 地域安全 / 10 人権擁護・平和推進 / 11 国際協力 12 男女共同参画社会の形成促進 / ⑬子どもの健全育成 / 14 情報化社会の発展 15 科学技術の振興 / 16 経済活動の活性化 / 17 職業能力の開発・雇用機会の拡充支援 18 消費者保護 / 19 団体活動援助 / 20 その他 ( )		
活動の目的・内容	※必ず記入してください。		
団 体 P R (120字以内)	この欄への記入は任意です。団体の活動や会員募集等、団体のPRにお役立てください。 基本的には、ご記入いただいたままを掲載しますが、掲載に不適当な内容と判断した場合は、内容を修正したり、掲載を中止することがありますので、ご承知おきください。  <b>【ご記入いただける内容の例】</b> ・団体の活動に関するPR ・団体の主催・共催するイベント ・会員募集、ボランティア募集		
主 な 活 動 場 所	〇〇会館、はにぼんプラザ	活 動 日 時	毎週水曜日 午後1時～4時
会 費	〇千 円 (1か月・1年)		
会 員 の 募 集	① いつでも受け入れられる 3 現在は募集していない	2 募集期間を設けている ( ) 4 その他 ( )	
入 会 条 件	※条件を設定している場合には記入してください。		

(注意)

- ・公開に同意しない事項を除いてホームページに掲載します。また、印刷物として外部に公開又は配布します。
- ・登録できる曜日及び時間は、1団体につき1つまでですが、各施設の利用状況によっては、希望により追加も可能です。
- ・この申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに本庄市市民活動交流センターに届け出てください。

◎『市民活動交流センター団体利用登録・登録変更申請書』の利用希望欄  
 1年間を通して利用 [a 毎週 b 毎月第( )週のみ] の考え方について

資料 5

例：毎月第1・3週の水曜日を定期利用として登録した場合、11月の第1回目の水曜日となる5日と、  
 第3回目の水曜日となる19日を優先的に利用予約することができます。

平成26年11月

日	月	火	水	木	金	土
						1 第1土曜日
2 第1日曜日	3 第1月曜日	4 第1火曜日	5 第1水曜日	6 第1木曜日	7 第1金曜日	8 第2土曜日
9 第2日曜日	10 第2月曜日	11 第2火曜日	12 第2水曜日	13 第2木曜日	14 第2金曜日	15 第3土曜日
16 第3日曜日	17 第3月曜日	18 第3火曜日	19 第3水曜日	20 第3木曜日	21 第3金曜日	22 第4土曜日
23 第4日曜日	24 第4月曜日	25 第4火曜日	26 第4水曜日	27 第4木曜日	28 第4金曜日	29 第5土曜日
30 第5日曜日						

毎月第1・3週の水曜日を登録する場合の例

# ◎団体登録のイメージ図

資料 6

※登録時間は準備・片付けの時間も含まれます。

12

部屋名・名称	床面積 (約㎡)	利用の 目安	使用料	利用時間	月	火	水	木	金	土	日	
多目的ホール	380	212人	650円	9:00-10:00			C団体				I団体	
				10:00-11:00			C団体			G団体	I団体	
				11:00-12:00			C団体			G団体		
				12:00-13:00						G団体		
				13:00-14:00							J団体	
				14:00-15:00	A団体						J団体	
				15:00-16:00	A団体						J団体	
				16:00-17:00	A団体							
				17:00-18:00							H団体	
				18:00-19:00		B団体			E団体		H団体	
				19:00-20:00		B団体			E団体	F団体	H団体	
				20:00-21:00		B団体			D団体	E団体	F団体	
21:00-22:00						D団体	F団体					
活動室 A	55	25人	140円	9:00-10:00		L団体					T団体	
				10:00-11:00		L団体				R団体	T団体	
				11:00-12:00		L団体				R団体	T団体	
				12:00-13:00								
				13:00-14:00			N団体			P団体		
				14:00-15:00			N団体	O団体		P団体	S団体	
				15:00-16:00			N団体	O団体		P団体	S団体	
				16:00-17:00				O団体			S団体	
				17:00-18:00								
				18:00-19:00	K団体					Q団体		
				19:00-20:00	K団体	M団体				Q団体		
				20:00-21:00	K団体	M団体				Q団体		
21:00-22:00												
音楽スタジオ A	70	21人	170円	9:00-10:00	U団体							
				10:00-11:00	U団体			X団体				
				11:00-12:00	U団体			X団体				
				12:00-13:00								
				13:00-14:00		V団体					b団体	
				14:00-15:00		V団体				Z団体	b団体	d団体
				15:00-16:00		V団体				Z団体	b団体	d団体
				16:00-17:00						Z団体		d団体
				17:00-18:00								
				18:00-19:00				W団体				
				19:00-20:00				W団体	Y団体	a団体		
				20:00-21:00				W団体	Y団体	a団体	c団体	
21:00-22:00					Y団体	a団体	c団体					

《記入例》

(あて先)本庄市長

申請者 住 所 **本庄市銀座 1-1-1**  
代表者 **本庄 太郎**

本庄市市民活動交流センターの団体ロッカー・倉庫を利用したいので、下記のとおり希望を申請します。

記

フリガナ 団 体 名	<b>ハニホンカイ はにぼん会</b>	登録番号	
代表者	住 所	(〒 367 — 0052 ) <b>本庄市銀座1-1-1</b>	
	フリガナ 氏 名	<b>ハニホン はにぼん</b>	
連絡先	住 所	(〒 367 — 0052 ) <b>本庄市〇〇 〇-〇-〇</b>	
	フリガナ 氏 名	<b>ホンジョウタロウ 本庄 太郎</b>	
	電 話 番 号	自 宅 〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇 携 帯 〇 〇 〇 — 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇 F A X 〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇	
利 用 希 望 欄	<p>※利用を希望する団体ロッカー又は倉庫を選択し、団体ロッカーを希望する場合は希望フロアを選択、倉庫を希望する場合は希望面積を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/>団体ロッカー(大) ( <input type="checkbox"/>2階 <input type="checkbox"/>3階 )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>団体ロッカー(中) ( <input checked="" type="checkbox"/>2階 <input type="checkbox"/>3階 )</p> <p><input type="checkbox"/>団体ロッカー(小) ( <input type="checkbox"/>2階 <input type="checkbox"/>3階 )</p> <p><input type="checkbox"/>倉 庫 ( ) m<sup>2</sup> ※利用単位：1 m<sup>2</sup></p>		

(注 意)

- ・利用できる団体ロッカーは、原則として1団体1個のみです。
- ・原則として団体ロッカーと倉庫を併用して利用することはできません。
- ・団体ロッカー・倉庫の利用を希望する団体が多数の場合は、後日、利用調整会議を開催し、抽選等による調整を行います(対象となる団体にのみ開催通知を発送します)。

《団体ロッカーの大きさ》

- ・団体ロッカー(大) 8個、高さ0.9×横0.9×奥行0.41(m)
- ・団体ロッカー(中) 48個、高さ0.9×横0.44×奥行0.41(m)
- ・団体ロッカー(小) 16個、高さ0.44×横0.44×奥行0.41(m)



## よくあるご質問

No.	項目	よくあるご質問	回 答
1	駐車場について	<p>駐車場は有料ですか？</p> <p>また、駐車場のスペースが狭いですが、満車で置けない場合はどうすればよいのでしょうか？</p>	<p>駐車場は無料で利用できます。満車の場合は、近隣の有料駐車場等の利用をお願いいたします。</p> <p>多くの皆さまがはにぼんプラザを利用できるように、徒歩や自転車、車の乗り合わせ、公共交通機関の利用にご協力をお願いいたします。</p>
2	予約について	<p>キャンセルはできますか？</p>	<p>できます。多目的ホール及び展示ホールは、利用日の15日前、多目的ホール及び展示ホールを除く部屋等は、利用日の3日前までにキャンセルの手続きを行っていただければ、納付していただいた使用料を返金いたします。なお、返金可・不可に拘わらず、予約した部屋を利用しない場合には、必ず窓口までご連絡ください。</p> <p>また、多くの皆さまがはにぼんプラザを気持ちよく利用できるように、利用が確定している日以外の予約は行わないようご協力をお願いします。</p>
3		<p>予約が必要な部屋は、準備や片付けも利用時間内に含まれますか？</p>	<p>含まれます。予約していただいた利用時間内のみ部屋を利用することができますので、準備・片付けにかかる時間も考慮して、予約をしてください。</p>
4		<p>インターネットや電話での予約はできますか？</p>	<p>できません。必ず窓口で申請をしてください。</p> <p>電話または窓口にて、施設の空き状況を確認していただき、空いていれば利用する日の月の3か月前の初日（登録団体で、部屋、利用日時を指定していない団体については利用する日の月の4か月前の初日）から一時的に「仮予約」をすることができます。</p> <p>仮予約をした当日を含め7日以内に窓口にて「予約」の手続きを行わなかった場合、仮予約を取り消しますのでご了承ください。</p>
5		<p>予約をした部屋を別の日に振替えることはできますか？</p>	<p>空いている日時に振り替えることができます。やむを得ず振り替える場合には、窓口にて手続きをお願いします。</p> <p>詳しくは、資料1の予約の取消・変更をご確認ください。</p> <p>多くの皆さまが、はにぼんプラザを気持ちよく利用できるように、利用が確定している日以外の予約は行わないようご協力をお願いします。</p>

6	予約について	小イベント広場や小公園を利用したい場合は、どうすればよいですか？	市民活動及び市民交流を行う個人又は法人その他の団体であれば無料で利用できます。窓口にて『市民活動交流センター利用申請書』を記入し、提出してください。これらの個人や団体が営利目的で利用する場合には、行政財産の使用許可申請が必要となります。使用する面積に応じて行政財産使用料の納付をお願いいたします。
7		交流スペースや市民活動フリーミーティングスペースは何時間でも利用できますか？	原則として利用時間の制限は設けてはおりませんが、定期的に長時間の利用が想定される場合は、予約が必要な部屋の利用を検討していただければ幸いです。 また、他の利用者の迷惑となる行為が見受けられた場合には、利用を遠慮していただきますので、ご理解をお願いします。 多くの皆さまが、はにぼんプラザを気持ちよく利用できるように、ご理解とご協力をお願いいたします。
8	使用料について	使用料の減免について、「③小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合」とありますが、部屋を利用するメンバーまたは登録団体のメンバーに小中高の児童又は生徒が1人でもいれば、減免になるのですか？	なりません。③の減免の対象となるのは、小中高の児童及び生徒が、個人又は団体に自主的に活動を行っている場合です。団体に利用する場合は、メンバー全てが児童及び生徒でなければ対象とはなりません。小中高の児童及び生徒が講師から指導を受けるといった場合は対象になりません。 《減免となる例》 ・吹奏楽部に所属している中学校の生徒が音楽スタジオにて個人的に自主練習を行う ・高等学校の生徒が同級生とダンス（フィットネスルーム）やバンド（音楽スタジオB）の練習を行う
9		施設の利用単位は1時間ですが、2日間展示ホールを利用したい場合は閉館時間の分も使用料を納付しなければならないのでしょうか？	はにぼんプラザの利用時間外となる午後10時から午前9時までの使用料はかかりません。
10		営利目的で利用する場合とは、具体的にどういう場合のことですか？	工作教室の材料費等、実費がそのまま参加費となる場合を除き、販売を行ったり、入場料を徴収する場合には、その金額や利益があったかどうかにかかわらず、営利目的とさせていただきます、所定の料金の2倍となります。 また、参加費が無料の事業であっても、後の利益につながると思われる場合には、営利目的とさせていただきますので、ご理解をお願いします。
11	メンバーの中に本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町以外に住んでいる人がいますが、使用料は2倍となりますか？	利用申請時において、申請者及び利用責任者双方の住所が本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町以外であった場合には、聞き取り調査をさせていただき、この地域に通勤・通学していない場合に限り、所定の金額の2倍とさせていただきます。	

12	団体利用登録について	<p>団体利用登録をしたいのですが、何か制限はありますか？</p> <p>例えば、団体の構成人数等の制限があれば教えてください。</p>	<p>市内で市民活動及び市民交流を行う法人その他の団体であれば、団体利用登録をすることができます。団体の構成人数は、2人以上です。</p>
13		<p>団体のメンバーが全員又は一部市外に住んでいる場合でも団体利用登録できますか？</p>	<p>団体に所属している方の住所地等に拘わらず、市内で市民活動及び市民交流を行う法人その他の団体であれば団体登録をすることができます。</p>
14		<p>登録団体になると、部屋の使用料を減免してもらえますか？</p>	<p>団体利用登録による、使用料の減免はありません。減免となるのは、①市の機関が利用する場合、②市が共催する行事に利用する場合、③小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が利用する場合、④その他、市長が特に必要があると認める場合です。</p>
15		<p>登録した部屋や日時を変更することはできますか？</p>	<p>年度途中の変更は、空いている部屋や日時に限り変更することができます。また、登録する部屋や利用日時は、オープン後数年間は、毎年再登録を行う予定です。時期になりましたら通知しますので、希望する部屋や利用日時にて再登録の手続きを行ってください。</p>
16		<p>活動室 G の団体登録はできますか？</p>	<p>登録をしていない一般利用団体の利便性を考慮し、初年度については、団体登録ができない部屋とさせていただきます。この部屋を利用したい場合には、利用する日の月の3か月前の初日から予約を受け付けます。</p>